

自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（夫婦及び原発事故当時未成年の子2名）について、原発事故後、福島県外に避難し、平成23年3月末頃に申立人ら夫婦の仕事の関係で自宅に戻り、未成年の子らも含め自宅にて生活していたが、同年11月下旬に自宅が特定避難勧奨地点に指定されたため、同年12月下旬に再び避難したという経過や、自宅周辺の放射線量が比較的高く、放射線被曝による健康不安を感じていたこと等を考慮し、相当量線量地域滞在者慰謝料（申立人夫婦につき各30万円、申立人子らにつき各60万円）及び精神的損害（一時金）（申立人夫婦につき各10万円、申立人子らにつき各20万円）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以上4名を合わせて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人X1

(1) 【損害項目】相当量線量地域滞在慰謝料
(中間指針第五次追補第2の3)

【和解金額】30万円

(2) 【損害項目】精神的損害（一時金）
【和解金額】10万円

2 申立人X2

(1) 【損害項目】相当量線量地域滞在慰謝料
(中間指針第五次追補第2の3)

【和解金額】30万円

(2) 【損害項目】精神的損害（一時金）
【和解金額】10万円

3 申立人X3

(1) 【損害項目】相当量線量地域滞在慰謝料
(中間指針第五次追補第2の3)

【和解金額】60万円

(2) 【損害項目】精神的損害（一時金）
【和解金額】20万円

4 申立人X4

(1) 【損害項目】相当量線量地域滞在慰謝料

(中間指針第五次追補第2の3)

【和解金額】60万円

(2) 【損害項目】精神的損害(一時金)

【和解金額】20万円

5 申立人X1及び同X2

【損害項目】日常生活阻害慰謝料増額分

(中間指針第五次追補第2の4 I④)

【期間】自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

【和解金額】39万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金279万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年10月17日

(仲介委員 戸嶋 洋一)